# 平成２７年２月定例会　総括審査会

## 丹治智幸議員

| | |
|---|---|
| 委　　員 | 丹治　智幸 |
| 所属会派（質問日現在） | 自由民主党 |
| 定　例　会 | 平成２７年２月 |
| 審査会開催日 | ３月１８日（水曜日） |

丹治智幸委員

自由民主党の丹治智幸である。

まず初めに、道州制に対する知事の考えを聞く。

知事

道州制については、東京一極集中の是正や地域活性化などの主張のもとに議論が進められているが、全国町村会が反対の意向を示すなど、国民や地方自治体の間ではその必要性が共有されているとは言いがたい状況にある。

また、住民の視点から見て、果たして巨大な道州において地域の実情を十分反映したきめ細かな住民サービスを確保できるのか、住民自治が担保されるのか、道州内における新たな一極集中が進み、各地域の自然や歴史に根差した多様性が失われるのではないかなどの懸念があることから、慎重に対応すべきものと考えている。

私は、一つ一つの自治体を大切にしながら、福島ならではというものを守り続けていくことが大切であるとの考えのもと、まずは現行の地方自治制度において、権限や財源の移譲、法令による義務づけ・枠づけの見直しなどを着実に進め、住民や市町村の目線に立って、真の分権型社会の実現に取り組んでいくことが必要であると考えている。

丹治智幸委員

道州制は地方の自立と地域間の競争性が有機的に働くものだと思っており、地域が成熟社会の中でどのように生きていくのか、必要な国のデザインと私は思っている。災害に遭って４年がたった段階で、本県は災害に遭った福島県だからこそ日本の国の形に対して物申す必要があるのだろう。

次の質問に入る。正しい地図、正しい呼称について聞く。

日本の国土全域を１枚であらわす地図を県民に周知すべきと思うが、どうか。

直轄理事兼安全管理監

国土地理院が発行している日本の国土全域を１枚であらわす地図は、日本の領土

や周辺諸国との位置関係を正しく理解するために役立つものと認識している。

このため、北方領土返還要求運動の取り組みにおける活用や県庁舎内での地図の掲示、また、県ホームページにおける紹介など、さまざまな機会を捉えて県民への周知に努めていく。

丹治智幸委員

（パネルを示す）このパネルの地図を見てもらいたい。500万分の１の日本の全景である。北方領土から尖閣諸島まで描かれている。いつも私たちが見ている日本地図より、日本列島が小さいと感じるかもしれない。一方、下の方を見ると、フィリピンがここに来る。

視覚的な情報を子供の時期から日常的に受けることは、よい環境だと思っている。したがって、公立学校においても日本の国土全域を表示した地図を教室に掲示すべきと思うが、どうか。

教育長

各教室に掲示している地図については、国土の位置や形、河川や山脈、都道府県の名称などを児童生徒に理解させるため、発達段階を踏まえ、学習の狙いに即して選定している。

今後とも児童生徒が国土全域を認識できるような地球儀や地図帳も含め、指導内容に合わせた適切な教材の使用に努めていく。

丹治智幸委員

私は、日本の全土を表示できる地図を教室に、ふだんの環境に置いたらどうかと思っている。授業の中で地球儀や地図帳を使うという教育的な役割のほかに、教室の後ろにこれが張ってあれば視覚的に捉えることができる。したがって、学校教育の現場に掲示したらどうかという質問である。もう一度答弁願う。

教育長

日本全土をあらわした地図については、国土を学習する上で、学習指導要領の内容に即し、何を学習するかに応じて掲示するものも変わってくると思う。したがって、国土全部を学習する場合には、そのような地図も掲示することになると思う。ケース・バイ・ケースで考えていきたい。

丹治智幸委員

教育長、これをご覧願う。

例えば「沖縄県」を休んだ生徒のようにかぎ括弧で表示すると、位置関係などがわからなくなる。こういう一枚の紙の場合に、沖縄県の川などをこれで知ろうという教材ではない。

教室には、誰の責任で誰が選んで掲示するのか、もう一度答弁願う。

教育長

教室に掲示するものについては、各学級担任、または教科担任ということになるが、その際には、学習する中身に沿って、掲示するものも変わってくる。

丹治智幸委員

視覚的に捉えるべきだという認識のもとに、こういう地図を教室の後ろでも学校の入り口でもよいが、掲示すべきだと教育長が学校に命令したり、照会したり、指導したりということはできるか。

教育長

あくまでも児童生徒の学習の内容に応じて、そしてその中身については、こう指導しなさい、ああ指導しなさいというのは、学習指導要領及びその解説があるので、それに即して教えたり、掲示したりという形になる。したがって、日本全部、世界の中の日本という形で教える単元であれば、もちろんそのような地図も必要になってくる。

丹治智幸委員

教育長として、学校に掲示できるのか。

教育長

いろいろな研修会等を通じて校長等に話をすることはできるが、それをやるかどうかは各学校の教職員が判断することとなる。

丹治智幸委員

教育長として、視覚的に捉えることができて、それが子供たちの教育にとって必要だということを研修を通じてぜひ言ってもらいたい。

次に、生活環境部長に聞く。

先日の復興祈念式典において、諸外国からお客様が来たが、台湾から来たお客様に対しては日本語読みで紹介していた。

常々思っている疑問である。中国語圏の人名については母国語読みで読むべきと思うが、どうか。

生活環境部長

中国語圏の人名については、相互主義の考えに基づき、日本国においては原則として漢字で表記し、日本語読みとする扱いが慣例となっており、県においてもこれに準じている。

丹治智幸委員

相互主義というのはよく理解できるが、本県が率先して行ってはいけないのか。

生活環境部長

国の運用においても、相互主義の考え方に基づいて、漢字表記、日本語読みで運用されている。

本県としてもこれまで同様、これに準じて扱っていく。

丹治智幸委員

私は、「習近平（シュウキンペイ）」は何と読むのかわからないまま育ったり、県民が、「習近平という人が、テレビに出てくる人だ」と理解していくのは、かえって県民にとってはマイナスではないかと思っている。

相互主義は中国と台湾が対象になると思うが、来年の祈念式典などこれからさまざまな国際的な会議がある。そういう場で本県が率先して進めることに対しての考えを聞く。

生活環境部長

相互主義の考え方に基づき、原則として日本語読みが慣例となっているので、県としてもこれに準じて日本語読みとしている。

丹治智幸委員

次に、知的障がい者の雇用について聞く。

県内企業の知的障がい者の雇用における課題への対応について、県の考えを聞く。

商工労働部長

県内企業の知的障がい者の雇用については、障がい者雇用の経験がない事業主の理解不足や、就労経験の乏しい知的障がい者の就労への不安を解消することなどが職場への適応、定着を図る上での課題であると考えている。

そのため、県内企業に対する啓発活動を初め職場適応訓練や就職面接会の実施、障害者就業・生活支援センターにおける就労相談、さらにはキャリアコンサルタントを特別支援学校に派遣して就職指導を実施するなど、関係機関と連携しながら知的障がい者の雇用促進に積極的に取り組んでいく。

丹治智幸委員

そういう課題に対応している中で、高等部を卒業し就職していくが、高等部在籍中に子供たちへどういうケアをできるかが大事である。例えば医学部を目指す子供たちには、高校１年生くらいからガイダンスを進めていくといったことがあり得ると思うが、知的障がい者の雇用を促進していくために、具体的な施策をどのように行っているのか。

商工労働部長

確かに、在学中にそういった職業観を持つことは大変重要であると考えている。県として特別支援学校にキャリアコンサルタントを派遣し、職業の適性診断あるい

は職業講話などを行って勤労観の醸成に努めてきた。
今後とも、在学中から就職に向けた支援の充実をしっかりと図っていく。

丹治智幸委員
県立特別支援学校において、就職における課題にどのように取り組んでいるのか。

教育長
就職に向けた取り組みについては、基礎的技能の習得はもとより、近年の求人業種の変化への対応や障がい者雇用についての理解の浸透を図ることなどが大切なことから、ビルクリーニングや喫茶接遇サービス等就職を見据えた新たな学習に取り組むとともに、特別支援学校作業技能大会を開催し、多数の企業関係者に作業に臨む生徒の技能や態度等を見てもらうことにより、就職機会の拡大に取り組んでいる。

丹治智幸委員
就職をする上で、在学中から企業とかかわりを持つことは非常に大事であると思う。学校の先生の努力以上に、地域の企業とどのようなかかわりをしているのか。

教育長
在学中から、多くの企業の方に特別支援学校作業技能大会へ来てもらったり、生徒が企業に出向いて職場見学をしたり、また、企業の方に学校に来てもらい仕事についての話を聞く機会を設けたりしている。

丹治智幸委員
昨年の特別支援学校作業技能大会を見た。また、学校に行ってどのような教育の現場なのかも見た。
現状において、特別支援学校高等部の卒業後に就職に必要なだけの技能を学べる環境が整っているかについて、どのような評価をしているか。

教育長
現在、特別支援学校高等部を卒業しての就職者は約２割である。７割がさらに技能を磨くということで福祉サービス施設、１割が上級学校への進学とのことである。今のところ、大体２割の生徒が就職を希望しているので、就職する生徒が２割ということは、おおむね達成されている。ただ、自分の現在の技能の状態を見て、もう少し福祉サービス等で力をつけてからという形で考えている生徒も多い。

丹治智幸委員
就職希望が２割、上位の学校に行く人もいて、福祉的なサービスに卒業後は世話になっていく生徒もいる。
逆の発想で、今までは福祉的なサービスで18歳以降過ごしていた人たちについて、どういうサポートがあると就職につながっていくかといった環境整備はされている

か。

教育長

在学中から職場を見学することが大きなキャリア教育につながると考えている。また、実際に先輩たちと接することによって職業に対する意識が芽生えてくる。また、いろいろな技能、例えばパソコンを使っての入力なども行っており、新たな業種に対する開拓も進めている。

丹治智幸委員

知的障がい者の雇用について聞く。

今、商工労働部では、企業に理解してもらう啓発活動や施策などさまざま行っている。特別支援学校でも２割の生徒が就職を希望し、それに対してさまざまな課題はあるが一生懸命やっている。

障がい者の雇用率は1.7％程度のようである。そのような状況の中で、本県の地域経営のリーダーである知事は、県が行っている施策の現状と就職率の現状について、どのような評価をしているか。

商工労働部長

県内の民間企業の障がい者雇用状況であるが、民間では平均1.76％、全国平均は1.82％で、本県は低い状況にある。しかし、達成している企業の割合は47.9％であり、全国平均は44.7％である。

障がい者雇用についての企業の認識も随分高まっていると感じている。障がい者を雇用することで、障がい者だけでなく、従業員のモチベーションも相当上がっているとの報告も聞いている。

県としては、労働局あるいは県教育委員会も含め、障がい者の就職に向けたさまざまな取り組みをしているが、しっかり連携をとりながら障がい者の雇用促進に努めていく。

丹治智幸委員

障がい者を対象とした県職員採用選考試験における知的障がい者の受験資格について聞く。

副知事

障がい者を対象とした県職員採用選考試験については、現在は身体障がい者を対象としており、知的障がい者の受験資格は定めていない。

丹治智幸委員

なぜノーマライゼーションを標榜する行政に規定がなくて、門戸さえ開かれていない状況にあるのか、もう一度聞く。

副知事

特に知事部局であるが、これまで知的障がい者の雇用実績がないことについては、知的障がい者が従事できる業務範囲、それから他の職員による支援体制などの課題があり、種々検討している状況にある。

丹治智幸委員

次年度の採用試験において、知的障がい者を採用できる仕組みづくりに取り組んでいく考えはあるか。

副知事

知事部局における知的障がい者の雇用については、知的障がい者が従事できる業務範囲、職務遂行上の支援体制や職場環境の整備など、現在国や他県などの実施状況や実態を具体的に調査しているので、それらを踏まえながら検討していく。

丹治智幸委員

本県には、特例子会社をつくって知的障がい者雇用を推進している民間企業が４つある。県庁も事業主として、特例子会社制度を参考にするなど知事部局における知的障がい者の雇用の充実を図るべきと思うが、どうか。

副知事

特例子会社の制度は、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなすものである。これは地方公共団体には適用されないが、そうしたことを含めて国、他県等の実態を調査しながら検討を進めていく。

丹治智幸委員

副知事の名刺は誰がつくっているのか。

副知事

具体的に誰がということはわからないが、しかるべきところに発注してつくっている。

丹治智幸委員

副知事がつけているその缶バッジは、知的障がい者はつくれないか。

副知事

いろいろな就労訓練をしているので、そうしたことは可能だと思う。

丹治智幸委員

特例子会社を参考にしてというのは私の考えであるが、特例子会社の発想を十分参考にできる行政機関の仕組みだと思う。ぜひ本県でも知的障がい者の雇用を促進

するために次年度からそのような検討をしてもらいたいが、考えを聞く。

副知事

国、他県などの状況を早急に調査していきたい。

丹治智幸委員

県教育委員会は、知的障がい者の雇用にどのように取り組んでいくのか。

教育長

知的障がい者の雇用については、平成23年度から非常勤職員として採用を開始し、現在、県立特別支援学校の環境美化や資料整理などの業務に従事している。

今後とも知的障がい者に適する業務や配慮すべき事項などについて研究しながら、学校現場などにおける雇用を進めていく。

丹治智幸委員

私は、その人に知的障がいがあるという認識はしていない。知的障がいを感じるのだと思う。したがって、さまざまな支援策を講じることによってその人に合った仕事、その人に合った環境が見出されていくと思っている。

次の質問であるが、本県に高等特別支援学校を設置して職業指導の充実を図るべきと思うが、どうか。

教育長

高等特別支援学校の設置については、職業学科を設置し指導を行うことで就職に結びつく専門的な知識・技能を身につけることができるなどの効果がある。一方、生徒が県内全域から入学するため、職場開拓や職場実習については、地域に密着したきめ細かな対応が難しいなどの課題もあることから、今後、先進県の取り組みを含め、研究を進めていく。

丹治智幸委員

その前提としている地域が集中していくという発想はやめてもらい、各地域にこのような施設をつくったらよいと思うが、どうか。

教育長

各地区に設置という質問であるが、生徒の実態、特別支援学級の数、それから地域の要望等も含めて研究を進めていく。

丹治智幸委員

特別支援学級を県内各地にどのように配置していくかは、計画を改定したところであるが、その計画と合わせ、高等特別支援学校の設置を早急に研究していく考えはあるか。

教育長

現在、県立の特別支援学校の全体整備計画というところで研究を進めているので、あわせて地元市町村のニーズ等も含めながら研究を進めていく。

丹治智幸委員

工業高校に行きたいと思う人にとって、普通高校に行くと学べることが限られてしまう。同じことであるので、ぜひ知的障がい者向けの高等特別支援学校を設置して、本県の教育環境の充実を図ってもらいたい。

次に、自主避難者への支援について聞く。

昨年度の避難者意向調査の結果を踏まえ、自主避難者への支援の現状と今後の取り組みについて聞く。

原子力損害対策担当理事

意向調査の結果、住宅、健康、教育など多岐にわたる課題が改めて明らかになった。そのため、情報紙の充実を初め民間団体と連携した相談窓口の開設、県内外での「ままカフェ」の開催などの取り組みを進めてきた。

今後は、受け入れ都道府県との連携を一層強化するとともに、復興支援員の拡充や相談体制の充実を通じて、さらなる支援に取り組んでいく。

丹治智幸委員

避難者支援について、きめ細かく、寄り添ってという答弁が何度もされている。今言った答弁内容で、昨年度と比較して今年度は充実したと思うが、みずからの評価を聞く。

原子力損害対策担当理事

先ほど述べた復興支援員の配置による戸別訪問を南関東の４都県で実施してきた。また、県外避難者が本県に戻りたいというときに、学校教育についての問い合わせが多く、特に高校入試に関するものが多い状況にある。そうした中で教育庁で総合的な相談窓口を設置したり、あるいは各県で交流会を実施したりしており、教育庁の職員が交流会に出向いて教育相談の窓口などを設置する取り組みをしている。

丹治智幸委員

例えば山形県は、山形県に避難している人に対して初年度からアンケート調査を毎年実施している。回収率は余りよくなく、全員に行き届いていないのかもしれない。ただ、意向調査としてはある一定の意味があると思っている。今後の取り組みという点で、昨年の今ごろにやっとアンケート調査をして取りまとめた段階であるが、山形県のようなきめ細やかな対応を県としてする予定はあるか。

原子力損害対策担当理事

昨年度に引き続き、現在、避難者の意向調査を実施している。県として避難者全体の意向について取りまとめているものがなかったということで、昨年度の初回実施では、避難者全体の取りまとめでお願いしたところである。ただ、その中には、避難元がどこかというところもあり、避難元が避難指示区域なのか、あるいは県外、県内避難なのかなどについても分析できるようになっているので、今回第２回の調査の中で、よりしっかりとした分析をしていきたい。

丹治智幸委員

自主避難者にどれだけ寄り添ってきめ細かいサービスを行っていけるかが、本県にとって大切なことだと思っている。避難命令がなく、除染してここの区域が解除されたから帰ってもよいといった区切りもなく、それぞれの思いで自主的に避難しているため、それぞれの思いで帰ってくる。

自主避難者に対しきちんとケアができることは、強制的に避難を強いられている県民が帰ってもよいという段階になって、帰ってみたが生活がきちんとできるだろうかといった不安を抱く同じ県民にケアをする際にも生きてくることだろう。自主避難者というくくりで、あえてこういう機会を捉えて質問しているのはそういう意図である。

具体的な施策について質問する。自主避難者に対する借り上げ住宅の供与期間をさらに延長すべきと思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

自主避難者に対する借り上げ住宅の供与期間については、現在、平成28年３月までとしている。28年４月以降の仮設住宅の対応については、住居確保の状況や市町村の復興状況等を踏まえて、仮設住宅全体での検討を行い、国とも協議していく。

丹治智幸委員

次に、食育について聞く。

現在、本県はさまざまな理由で子供たちが肥満傾向にある。福島県民の指標を見ると、高血圧や心疾患など生活習慣病の増加なども見られる。

そこで、第３次福島県食育推進計画において、どのような視点で食育を推進していくのか。

保健福祉部長

食育の推進については、生活習慣病の増加や震災後の子供たちの肥満などが喫緊の課題となっている。栄養バランスにすぐれた日本型食生活の推進や学校における食育推進体制の整備など、県民の健康な心と体を育む視点のほか、県産農林水産物の活用や地域の食文化の継承の視点、さらには放射性物質検査の徹底とその情報発信など、食の安全・安心の視点の３つの視点により今月中に第３次福島県食育推進計画を策定し、関係部局との連携を一層強化してしっかり取り組んでいく。

丹治智幸委員

食育とは何だという問いかけに、さまざまな要因が絡み合うので、なかなか方針というのは難しいと思う。

そこで、本県が行っている施策を例にして食育を問う。

学校給食における地場産物の活用事業についてであるが、「学校給食おいしい県産農林水産物活用事業」の成果について説明願う。

農林水産部長

学校給食おいしい県産農林水産物活用事業については、教育庁と連携して取り組み、生産者や学校給食関係者等による地場産物活用の勉強会などにおいて周知に努めた結果、今年度は前年度実績を87校上回る187の小中学校が事業に取り組み、各地域で特色あるメニューが提供された。

今後とも事業の周知はもとより、県産農林水産物の魅力や安全確保の取り組みの理解醸成に努め、学校給食での一層の利用促進を図っていく。

丹治智幸委員

87校上回って187校との成果報告であるが、全体の学校数などを認識した上ではこの実績についてどのような評価をしているか。

農林水産部長

全体の小中学校の数でいくと、700を超える学校数があるため、まだまだ不足していると考えている。

今後は、今述べた勉強会で関係者が一堂に会して問題点を洗い出したので、これをベースにさらに広げていきたい。

丹治智幸委員

本年度は約9,000万円の予算規模であったが、補正予算でその８割が減額されている。実施校数がふえたことは実態であるが、金額ベースでは８割も必要なかったとの結果についてはどのような評価をしているか。

農林水産部長

予算化する時点では全体の75％ぐらいの学校に使ってもらおうという意気込みであったが、現実には27％にしか至らなかった。今述べたさまざまな学校側と供給側との関係で、互いに必要なもの、求めるものなどをもう少し詰めながら、利用する学校をふやしていきたい。

丹治智幸委員

学校給食における地場産物の活用割合を40％に設定した理由について聞く。

教育長

学校給食における地場産物の活用割合については、国の食育推進基本計画における目標値が30％であること、また、震災前の本県における取り組み実績が30％台で推移してきたことを踏まえ、これを上回る40％に設定した。

丹治智幸委員

それは経過である。設定した理由を聞く。

教育長

震災以降、学校給食における地場産物の取り扱いが極端に低くなってきているので、これを徐々に上げていく必要があると考えている。どこに目標を設定するかといったときに、やはり震災前、それから国の指針を参考にして40％に設定した。

丹治智幸委員

この事業は、恐らく食育と地産地消が目的だと思う。そういう観点で何％にするか、あるべき姿を考えながらやるべきで、40％というのは国がどうだとか、現状が21.9％程度ということは理由にはならないと思う。

次に、地場産物の活用割合の目標を達成するため、県教育委員会は市町村教育委員会にどのように働きかけていくのか。

教育長

市町村教育委員会への働きかけについては、学校給食に地場産物を活用することは地域の食文化への理解を深め、郷土愛を育むことができる重要な取り組みであることから、市町村の教育長会議において直接、活用に向けたさらなる取り組みを促すとともに、給食担当者や栄養技師などに先進的な事例を紹介し、具体的な相談に応じるなど、目標達成に向け取り組んでいく。

丹治智幸委員

目標を達成するには、精神論ではなく、どのような物流の仕組みにするのかなど、具体的に指導していく必要があると思う。来年度どのようにしていくのかの見通しについて聞く。

教育長

給食への地場産物の活用については、市町村教育委員会への働きかけもあるが、実際に材料等を注文する給食担当者やじかに調理にかかわる職員にいろいろな事例を紹介すること、また、研修会等で活用することを推奨している。ことし21.9％であったので、32年度に40％という目標を掲げ、できるだけ早い時期に40％に達するように市町村と連携をとりながらやっていく。

丹治智幸委員

実際に県が行っている事業は、８割は金が必要なくて、でも実際には３％くらい単価が上がって、具体的に県が指導することはできずに、給食の業務を行っているのは市町村だという中で、どのような連携を図っていくのか、もう一度聞く。

教育長

実際に地場産物を給食に入れるかは確かに市町村の判断になるが、市町村の教育長会議などでいろいろお願いしている。

事前事後、放射線量の検査をしっかり行っているので給食は安全であるが、まだまだ保護者の安心という面では難しいところがあるので、保護者の安心が得られるようにいろいろな施策を行いながら地場産物の活用率を上げていく。

丹治智幸委員

今の答弁では、検査をきちんと行っていく、安心感を醸成していくとのことである。そうすると、食育の前に、地産地消をしていく施策としては、今の給食の現場の現状となかなか合わないのではないかと思うので、現状追認で21.9％を守るぐらいの目標のほうが現実的ではないか。

教育長

小中学校における給食については、教育の一環で食育という部分もある。郷土愛、地元のものを食べる、そして地元のものをより多く理解するといった面からも地場産物の活用は子供たちの教育にとって大きな意義があると考えている。

丹治智幸委員

農林水産部長に再度聞く。

食育と地産地消の観点で、給食を舞台に進めていくが、本県が農産物を生産していく過程で、地場産物の活用事業の割合がなかなかふえにくい現状が事実としてあるが、農林水産部としてはどのような評価をしているか。

農林水産部長

地元でとれるものは季節が限られていたり、そもそもとれないものもあるので、50％以上を地元で全部というのはなかなかハードルが高い目標でもある。ただ、現時点で震災前の目標に届かないのは、やはり放射線に対する正しい理解がないということであると思う。消費者庁のアンケート調査を見ても、100Ｂq以下であっても放射線の健康に対するリスクが高まるから地元のものは受け入れられないという方が２割くらいいる。

したがって、震災前の活用割合に届くためには放射線に対する正しい理解が必要であると思う。さらに言えば、来年度も事業を組んでいるが、地元のものを食べてもらうための、もう少し顔の見える関係での相互理解のため、親子で酪農の現場に来てもらう、あるいはコープなどが主体となって料理教室を開く、生産現場のツア

ーを組むといった事業に力を入れながら、理解を求めていきたい。

丹治智幸委員

地場産物の活用割合を向上させるために、学校給食地場産物活用事業で農林水産部が行っている事業と教育庁が行っている事業がある。地場産物の活用割合を向上させるためにはさらなる取り組みが不可欠と思うが、どうか。

教育長

地場産物の活用割合を向上させる取り組みについては、これまで学校や共同調理場が学校給食に地場産物を活用した際に助成を行うとともに、保護者の安心と理解を得るための給食試食会などを開催してきた。

今後はより活用しやすい助成制度となるよう内容を見直すとともに、新たに地場産物による１次加工品の研究を実施するなど、活用割合の向上に向け、しっかり取り組んでいく。

丹治智幸委員

この施策を実行する上での目的は、子供たちに感謝の心を育むことや、郷土愛を醸成していくこと、日本式の食習慣を育てていくことなどであろうが、具体的な答弁を聞くと、施策目標の中で何校ふえたとか、施策が目的化されていないか。

教育長

食育の目標については、指摘のとおり感謝の心、郷土愛を醸成するところにある。

「いただきます。ふくしまさん」事業であるが、給食で福島のおいしい食材を子供たちにも食べてもらおうということで、震災前の水準まで、できればそれ以上にと考えている。食育の観点と地場産物活用という両面でこの事業を行っている。

丹治智幸委員

最後の質問である。地場産物の活用割合について、県が事業主である県立学校においては、県の目標値以上となるよう取り組むべきと思うが、どうか。

教育長

県立学校における活用割合については、今年度27.5%にとどまっていることから、新年度においては学校給食を実施している16校全てにおいて40%を上回る目標値を掲げ、これまでの成果を踏まえてさらなる取り組みの徹底を図るとともに、市町村に対しても県立学校での取り組み内容を周知していく。

丹治智幸委員

県が目標値を設定して市町村に対し促していく施策をしている以上、事業主である県が模範を示して、その成功例を市町村に情報提供し、施策を充実していくことが一番望ましいことだと思う。